

日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所における 第二種廃棄物埋設事業の変更許可

令和3年7月21日
原子力規制委員会

1. 経緯

原子力規制委員会は、平成30年8月1日に日本原燃株式会社から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第51条の5第1項の規定に基づき提出された濃縮・埋設事業所第二種廃棄物埋設事業変更許可申請書を受理した。また、令和2年1月20日、令和3年4月22日、令和3年5月10日及び令和3年6月14日に、同社から当委員会に対し同申請の補正がなされた。

当委員会は、本申請について、審査会合等において審査を進めてきた結果、原子炉等規制法第51条の5第3項において準用する同法第51条の3各号のいずれにも適合しているものと認められることから、令和3年6月23日第15回原子力規制委員会において審査の結果の案をとりまとめ、経済産業大臣の意見を聴取することとした。

今般、経済産業大臣への意見聴取の結果を踏まえ、本申請に対する事業変更許可の可否について判断を行うこととする。

2. 経済産業大臣への意見聴取の結果

原子炉等規制法第71条第2項の規定に基づき、経済産業大臣の意見を聴いたところ、別紙1のとおり「許可することに異存はない」との回答があった。

3. 審査の結果

別紙2のとおり審査の結果を取りまとめる。

4. 第二種廃棄物埋設の事業の変更許可処分の取扱い

以上を踏まえ、本申請は原子炉等規制法第51条の3各号に規定する許可の基準のいずれにも適合していると認められることから、原子炉等規制法第51条の5第1項の規定に基づき、別紙3のとおり許可することとする

[附属資料一覧]

- 別紙 1 日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所における第二種廃棄物埋設の事業の変更許可に関する意見の聴取について（回答）
参考 日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所における第二種廃棄物埋設の事業の変更許可に関する意見の聴取について
- 別紙 2 日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所第二種廃棄物埋設事業変更許可申請書の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について（案）
添付 日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所における第二種廃棄物埋設の事業の変更許可申請書に関する審査書（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の3第1号（技術的能力に係るもの）及び第2号関連）（案）
- 別紙 3 日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所における第二種廃棄物埋設の事業の変更許可について（案）

経 済 産 業 省

20210623資第20号
令和3年7月14日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣

日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所における第二種廃棄物埋設の
事業の変更許可に関する意見の聴取について（回答）

令和3年6月23日付け原規規発第2106232号により意見照会のあつ
た標記の件については、許可することに異存はない。